

ご利用の流れ



1.利用申し込み

利用には申請が必要です。事前に健康増進課へご連絡ください。
訪問や面接等で、ご本人やご家族の状況をお伺いします。

*妊娠中から利用登録できます。

(産後、必ず利用希望日を健康増進課へご連絡ください)。

*調整に数日要する場合がありますので、日程に余裕をもってお申し込み
ください。

*利用施設の混み具合によってはご希望日に添えない場合もあります。

また、ご希望の施設が急遽満床になった場合は、日程を変更していただく
こともありますのでご了承ください。

2.利用承認（不承認）決定通知書の発行

決定通知書は郵送で届きます。

*急を要する場合は、発行前に利用開始することも可能です。

3.利用開始

【宿泊・日帰り】利用施設から連絡があります。

当日は10時までに、利用施設に到着するようにしてください。

*遅れる場合は、利用施設へご連絡してください（開始時刻に遅れたり、
早く帰られる場合も1日分の利用料がかかります）。

*利用料は、利用施設へ直接お支払いください。

【訪問】大阪府助産師会から連絡があります。



ご利用にあたっての注意点

宿泊・日帰り型

*産後ケア事業は、産後のお母さんが、自宅で安心して子育てができる
ように育児のこと、休養や体力回復などのサポートをすることを目的とし
ています。入院とは異なり、育児や身の回りのことは、可能な範囲でお母
さん自身でおこなっていただくこととなりますが、体調に応じて利用施設
にご相談ください。

*ご利用中は、利用施設のルールに従ってください。産後ケア事業では、
医療行為は行いません。医療が必要になった場合は、健康保険を使用し
ての外来診療となります。感染症やその他の病気の治療が必要と判断さ
れた場合は、利用を中断していただきます。

*産後ケア利用時点で、産婦及び乳児のどちらかの住民票が門真市にない
場合は、原則全額自己負担となります。

*利用中止の場合利用日前日午前10時までに直接利用施設にご連絡くださ
い。連絡がなかった場合は、各サービスの利用料（1日分）を直接利用施
設にお支払いいただく必要がありますのでご注意ください。

宿泊・日帰り利用時の持ち物

※利用施設によって異なることがあります。

詳しくは利用施設にお問い合わせください。

母子手帳、健康保険証、乳幼児医療証、印鑑、
お母さんの着替え（産褥ナブキン・母乳パッドを含む）
赤ちゃんの着替え、オムツ、お尻ふき、ミルク、哺乳瓶、乳首、
お泊りグッズ（スキンケア用品・洗面用品等）、コップ、箸





ご利用にあたっての注意点

訪問型

- *産後ケア事業は、産後のお母さんが、自宅で安心して子育てができるようにサポートをすることを目的としています。育児や身の回りのことは、可能な範囲でお母さん自身で、あるいは一緒におこなっていただくこととなります。
- *お母さんと赤ちゃんと一緒にの利用となります。
- *産後ケア事業では、医療行為は行いません。
- *産後ケア利用時点で、産婦及び乳児のどちらかの住民票が門真市にない場合は、原則全額自己負担となります。
- *時間を短縮された場合も、料金は変わりません。
- *利用中止の場合【訪問】利用日前々日の17時までに助産師会に直接ご連絡ください。連絡がなかった場合は、各サービスの利用料（1日分）を直接大阪府助産師会にお支払いいただく必要がありますのでご注意ください。

*やむを得ず申請内容が変更になる場合は、変更申請書の提出が必要です。

健康増進課へ速やかにご連絡ください。

【健康増進課 06-6904-6500 平日9時～17時30分】

メモ欄